



一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしま

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしまと称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を広島市に置く。

(公告の方法)

第 3 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 4 条 当法人は、「共創」を軸とした“広島ならではのバス事業”への再構築を目指す「乗合バス事業の共同運営システム（広島モデル）」の中核を担う組織として、利用者目線での質の高いバスサービスと経営の安定化の実現に取り組むことを目的とする。

(事業)

第 5 条 当法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 乗合バス事業の持続性、利便性向上に寄与する事業
- (2) 当法人の収益確保に関する一切の事業
- (3) 車両等の設備の賃貸借、売買及び保守管理
- (4) 前各号に付帯又は関連する一切の業務
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(社員の資格)

第 6 条 当法人は、当法人の目的に賛同する地方公共団体、企業、団体であって、次条の規定により当法人の社員となった者をもって構成する。

(入社)

第 7 条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の様式により申し込みをし、理事会の承認を得なければならない。

- 2 当法人の社員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 11 条第 1 項 5 号等に規定する社員とする。

(経費等の負担)

第 8 条 社員は、当法人の運営に要する経費に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則（以下「会費等規則」という。）に基づき会費を支払わなければならない。

- 2 本条の会費は、社員については、一般法人法第 27 条に規定する経費とみなす。
- 3 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(退社)

第 9 条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 当該社員からの退社の申し出

社員は、やむを得ない事由があるとき、当法人所定の様式による届出をすることにより、任意にいつでも退社することができる。

- (2) 当該社員の解散

- (3) 総社員の同意

- (4) 除名

- 2 社員の除名は、社員が次のいずれかに該当するときに、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第 30 条及び第 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

- (1) 定款又は当法人の規則に違反したとき

- (2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿)

第 10 条 当法人は、社員の名称及び住所を記載又は記録した「社員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 前項の「社員名簿」をもって、一般法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

- 3 当法人の社員に対する通知又は催告は、「社員名簿」に記載又は記録

した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第4章 社員総会

(種別及び構成)

第11条 当法人の総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 決算における計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、社員総会で決議するものとして一般法人法又はこの定款で定められた事項

(招集)

第13条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、開催日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事がこれに当たるものとする。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があつたものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、一般法人法施行規則第11条で定める

ところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

(役員を選任)

第22条 理事及び監事を選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事のうち、理事のいずれかの1名及び親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係にある者を含む）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(代表理事等)

第23条 当会社は、理事会の決議によって、理事の中から理事長1名を選定する。理事長は、一般法人法上の代表理事とする。

- 2 必要に応じて、理事会の決議によって、理事の中から副理事長、専務理事及び常務理事を若干名選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議で定めた順序により他の理事が理事長の業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された理事の任期は、前任理事又は他の在任理事の任期の満了すべき時までとする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任監事の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 理事及び監事には、報酬及び退職金は支払わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 重要な業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(招集)

第31条 理事会は、理事長がこれを招集し、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、他の理事が理事会を招集する。

(招集手続の省略)

第32条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、一般法人法施行規則第15条で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基 金

(基金の募集)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者を募集することができる。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と当法人が合意した期日までその返還をしない。

(基金の返還の手続)

第39条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

第8章 計 算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は、理事会の承認を経て、収支予算の補正を定めることができる。
- 4 前項の規定により収支予算の補正を定めた場合、理事長は、当該予算を補正した次の社員総会で補正した予算の内容を報告するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事務局

(設置等)

- 第 47 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第 11 章 附 則

(定款に定めのない事項)

- 第 48 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(法令の根拠)

- 第 49 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めに従う。

(最初の事業年度)

- 第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の社員)

- 第 51 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は以下のとおりとする。
- 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市
 - 広島市中区東千田町二丁目 9 番 29 号
広島電鉄株式会社
 - 広島市中区光南六丁目 1 番 68 号
広島バス株式会社
 - 広島市西区三篠町三丁目 14 番 17 号
広島交通株式会社
 - 広島県東広島市西条西本町 21 番 39 号
芸陽バス株式会社
 - 広島県庄原市東本町三丁目 12 番 12 号

備北交通株式会社
広島市西区横川町三丁目 2 番 4 7 号
JR バス中国株式会社
広島市西区己斐上五丁目 5 6 番 6 号
エイチ・ディー西広島株式会社
広島市安佐南区相田二丁目 5 番 1 8 号
株式会社フォーブル

(設立時の役員)

第 5 2 条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は次のとおりとする。

設立時理事 戸田 祐二
設立時理事 横田 好明
設立時理事 山田 幸俊
設立時理事 礪川 浩治
設立時理事 田島 智昭
設立時理事 實兼 利光
設立時理事 山口 博文
設立時理事 砂古 智之
設立時理事 スコット・ダグラス・マッキーマン
設立時監事 田口 依久夫
設立時監事 家尾谷 成宏
設立時代表理事（理事長） 戸田 祐二

以上、一般社団法人バス協調・共創プラットフォームひろしまを設立するため、設立時社員広島市他 8 名の定款作成代理人しまのわ司法書士法人社員島本章生は、電磁的記録であるこの定款を作成し、電子署名をする。

令和 7 年 1 月 2 8 日

設立時社員 広島市
広島市長 松井 一實
設立時社員 広島電鉄株式会社
代表取締役 仮井 康裕
設立時社員 広島バス株式会社
代表取締役 沖田 和也

設立時社員 広島交通株式会社
代表取締役 手島 忠幸
設立時社員 芸陽バス株式会社
代表取締役 玉田 和
設立時社員 備北交通株式会社
代表取締役 河野 文彦
設立時社員 JR バス中国株式会社
代表取締役 酒井 俊臣
設立時社員 エイチ・ディー西広島株式会社
代表取締役 古本 靖幸
設立時社員 株式会社フォーブル
代表取締役 中富 元

上記設立時社員定款作成代理人

広島市中区上八丁堀 4 番 1 号
しまのわ司法書士法人
社員 島本 章生